

## 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案（概要）

### 1. 本省令案について

本省令案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号及び第6号に掲げる規定が、それぞれ令和3年4月1日及び同年8月1日から施行されること等に伴い、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」という。）等の関係省令について所要の改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

#### (1) 国民年金の任意加入規定の整備について

- 令和2年改正法第1条の規定により、令和3年4月1日より、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。）附則第5条等が改正され、この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者については、国民年金の任意加入被保険者となることのできる対象者から除外することとされる。

これに伴い、医療滞在ビザを有する者及び長期観光ビザを有する者（以下「医療滞在ビザを有する者等」という。）について、国民年金の任意加入被保険者となることのできる対象者から除外するため、国年則について、所要の改正を行う。

#### (2) 学生納付特例に係る規定の整備について

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（以下「整備政令」という。）第1条の規定により、学生納付特例の対象となる学生及び学生納付特例事務法人の範囲に係る規定の整備を行うことに伴い、国年則等について所要の改正を行う。

#### (3) 20歳前障害基礎年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の所得要件の判定に用いる所得情報の切替月の変更に係る規定の整備について

- 令和2年改正法により、日本年金機構における事務負担の軽減等の観点から、国年法第30条の4に規定する20歳前障害基礎年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に規定する特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に規定する年金生活者支援給付金の所得要件の判定

に用いる所得情報の切替月を、8月から10月に変更することとしたことに伴い、国年則等について、20歳前障害基礎年金等の裁定の請求に当たって添付を必要とする書類として、証明を必要とする所得の範囲月を定めているものについて、1～9月は前々年の所得、10月～12月は前年の所得を証明する書類に変更する等の所要の改正を行う。

- 特別障害給付金の受給資格者に提出を求める現況の届出について、特別障害給付金の所得情報の支給要件の判定に用いる所得情報の切替月が10月に変更されたことを考慮し、提出期限を7月31日から9月30日に変更する改正を行う。

(4) その他

- 所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条文

令和2年改正法による改正後の国年法附則第5条第1項、整備政令による改正後の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第11条の7その他関係法令

### 4. 施行期日等

公布日：令和3年1月（予定）

施行期日：令和3年4月1日

ただし、(3)の規定は令和3年8月1日